



【経済産業部】

消費税軽減税率制度における 事業者支援について

No.8

今年10月から、消費税の標準税率は10%に引き上げられ、同時に飲食料品と新聞を対象にした軽減税率（8%）制度が始まります。

軽減税率制度への対応が必要な中小企業・小規模事業者などを支援するため、「軽減税率対策補助金」制度が、平成26年4月から実施されています。

本補助金を利用するためには、今年9月30日までに買替え、導入または改修を行い、代金の支払いを完了することが条件となっております。

商店、飲食店など軽減税率の対象商品を販売している事業者におかれましては、今

使っているレジが複数税率に対応しているかのご確認など、早めに対応することが望まれます。

今年10月1日から、スーパーや小売店などでは、レジシートに①軽減税率の対象品目である旨 ②軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した金額（税込み）を記載することが必要となります。

課税事業者が、仕入税額控除の適用を受けるためには、このように区分して記載されたレシートが必要になります。

補助金の詳細は、以下のURLをご覧ください。

今年10月から「消費税軽減税率制度」スタート！

あなたのお店のレジは軽減税率に対応していますか？

ルール No.1
軽減税率対象品目にチェック！

ルール No.2
税率ごとに合計金額を記載する

領収書	
2019年11月30日 12:00	
※ たまねぎ	¥223
※ ジャがいも	¥256
※ にんじん	¥198
※ 鶏肉	¥538
※ スープ	¥498
※ アップル	¥162
8%対象	¥1,215
10%対象	¥660
合計	¥1,875

※印は軽減税率(8%)対象品目

あなたのお店のお客様が仕入税額控除を行う場合、
税率ごとに合計金額が記載されたレシートの保存が必要です

今、軽減税率対応のレジを導入すれば
レジ・システム補助金が使えます

20%引き
3/4補助
軽減税率対応のレジを導入すると、スムーズに対応できます

補助金の対象はレジメーカー・販売店等による代理申請も利用可能です。入札受入の際はレジメーカー・販売店等にお問い合わせください。

0120-398-111 (受付時間: 9:00~17:00)

http://kzt-hojo.jp/

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



沖縄総合事務局では、離島を含め県内の商店街・通り会、商工団体、組合などからご要望があれば無料でご説明に伺います。

経済産業部消費税転嫁対策室

098-866-0035

QRコードは
こちら



<http://kzt-hojo.jp/>